

拡大型指名競争入札の事前公表

平成 26 年 7 月 28 日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき管理事務所長 小池 敏樹

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

なお、本工事は、入札前に入札参加者に対し東日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象工事である。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

契約件名（工事名）	磐越自動車道 差塩 P A 休憩施設改修工事
工事場所	自) 福島県いわき市三和町 至) 福島県田村郡小野町
工事種別	建築工事
工事概要	本工事は、磐越自動車道 差塩 P A 休憩施設お手洗い改修工事、受水槽更新工事を行うものである。 工事概算数量 お手洗い棟改修 2 棟 受水槽更新 1 基
工期	契約保証取得の日の翌日から 240 日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

指名競争入札実施理由	本工事は東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 6 条第 3 項－②－ア) に該当するため、拡大型指名競争入札とする。		
指名通知の日	平成 26 年 7 月 28 日		
指名業者数	50 者		
指名基準	<p>(1) 当社の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書 [2] を参照のこと）の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 工事種別「建築工事」に係る『平成 25・26 年度競争参加資格』を有する者で、かつ当該工事種別に係る『等級 B』に認定されている者であること。</p> <p>(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。</p> <p>(4) 当社から「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。</p> <p>(5) 平成 24・25 年度に完成した当社の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに（2 年連続して）65 点未満となる者でないこと。</p> <p>(6) 平成 16 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工実績を有すること。 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>同種工事</td> <td>鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物を新築、改築、増築、又は改修した工事</td> </tr> </table> <p>(7) 福島県内に本店を有し、かつ、福島県内（いわき地域及び県中地域）における同種工事の施工実績を有する者であること。</p>	同種工事	鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物を新築、改築、増築、又は改修した工事
同種工事	鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物を新築、改築、増築、又は改修した工事		
その他	指名者は、入札書類を当社に発送する前において、いつでも自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができるが、その場合は、「辞退書（指示書様式 2）」を提出すること。なお、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。		

3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項

非指名者の 競争参加	<p>非指名者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。</p> <p>① 平成25・26年度競争参加資格の有資格者のうち、審査基準日（競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、指名基準の(1)から(6)をすべて満たし、かつ、下記のⅠからⅢの条件を満たすことができる者。</p> <p>② 平成25・26年度競争参加資格の無資格者のうち、審査基準日において、指名基準の(1)、(3)、(5)及び(6)を満たし、かつ、下記のⅠからⅢの条件を満たすことができる者。</p> <p>なお、指名基準(6)に示す「施工実績」とする工事は、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合、次の(1)又は(2)に該当する工事ではないこと。</p> <p>(1) 当社又は日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>(2) 国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるために当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p> <p>Ⅰ. 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本件工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。</p> <p>(1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。</p> <p>(2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 本件工事に係る設計業務等の受注者 ・保全点検業務等の実施に関する年度協定 【受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング】 </div> <p>Ⅱ. 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件工事の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。</p> <p>(1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。</p> <p>(2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 施工（調査等）管理業務の受注者 ・保全点検業務等の実施に関する年度協定 【受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北】 </div> <p>Ⅲ. 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を</p>
---------------	---

	<p>含む)において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。</p> <p>なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>(1) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この(1)資本関係の記載中において同じ。)又は子会社の一方が更生会社若しくは再生手続が存続中の会社である場合は除く。 1) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。)と子会社の関係にある場合 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>(2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 1) 一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この(2)人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。)を現に兼ねている場合 【役員】の定義 ① 会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ② 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ③ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役 【管財人】の定義 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合</p>
<p>契約図書の 交付方法等</p>	<p>配布期間：入札公告の日から平成26年8月25日(月)までとする。 配布方法：工事請負契約書、入札者に対する指示書(【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》を用いるものとする。)、共通仕様書、入札説明書、金抜設計書、特記仕様書等は当社ホームページより取得するものとする。 (契約書、指示書及び共通仕様書等) http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ (入札説明書、設計図書等) http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ 担当部署：東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき管理事務所 総務 (電話) 0246-36-0123</p>
<p>競争参加に 必要な手続</p>	<p>(1) 確認申請書の作成及び提出《「非指名者の競争参加」①、②の者ともに必要》 作成方法：配布する入札説明書及び確認申請書書式に記載のとおり 提出期間：平成26年8月25日(月)16:00まで 提出場所：〒970-1145 福島県いわき市好間町北好間字丸田17-1 東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき管理事務所 総務 提出方法：持参又は書留郵便若しくは信書便(提出期限までに必着のこと)</p> <p>(2) 「平成25・26年度競争参加資格審査」申請書の作成及び提出《「非指名者の競争参加」②の者のみ必要》 作成方法：当社ホームページ『競争参加資格のご案内』参照 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/ 提出期間：平成26年8月25日(月)16:00まで</p>

	<p>提出場所：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 (住所) 〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング17F (電話) 03-3506-0214</p> <p>提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送により提出すること（宛名面に「緊急認定」と記載すること。）</p>
競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること《「非指名者の競争参加」①、②の者ともに必要》 競争参加資格確認結果通知予定：平成26年8月29日（金）</p> <p>(2) 開札日において、工事種別「建築工事」に係る「平成25・26年度競争参加資格」を有するもので、かつ当該工事種別に係る『等級B』に認定されている者であること《「非指名者の競争参加」②の者のみ必要》</p> <p>※「非指名者の競争参加」①、②の者ともに、審査基準日から落札者決定の日までの期間において当社から「地域2」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p>
入札・開札執行	<p>(1) 入札書類の提出 提出期間：最終見積書提出期間最終日の翌日から平成26年9月26日（金）16：00まで 提出場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき管理事務所 総務 提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限までに必着のこと）</p> <p>(2) 開札 開札日時：平成26年9月29日（月）14：00 開札場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき管理事務所 会議室 開札への立会いと持参書類：指示書[20] [2] のとおり</p> <p>(3) 落札者の決定 指示書[21] [4] のとおり</p>
その他	<p>(1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。 「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。</p> <p>1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。</p> <p>2) 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。</p> <p>(2) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、確認結果の通知日の翌日から7日（休日を含まない。）以内に、契約責任者に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。この説明を求める場合は、平成26年9月9日までに、本書面に示す東北支社いわき管理事務所 総務へ、その旨を記載した書面を提出して下さい。</p>